市会議第３３号

中国・韓国で日本企業が安心して活動することができるための対処を求める意見書の提出について

中国・韓国で日本企業が安心して活動することができるための対処を求める意見書を次のとおり提出する。

平成２６年５月３０日提出

提出者　市会議員　青木　よしか　ほか１２名
（民　主　・　都　み　ら　い）

平成　　年　　月　　日

衆議院議長，参議院議長，内閣総理大臣，
総務大臣，外務大臣　宛て

京　都　市　会　議　長　名

中国・韓国で日本企業が安心して活動することができるための対処を求める意見書

本年４月１９日，日中戦争前の船舶の貸出しの賃料を巡っての訴訟で，日本企業の所有する貨物船を中国の上海海事法院が差し押さえる事態が発生した。その後，当該企業は約４０億円を供託金として支払ったと報じられている。

韓国でも，昨年１１月に，太平洋戦争中に名古屋市内の軍需工場などで強制労働をさせたとして，日本企業に賠償の支払いを命じる判決が出されるなど，戦後補償訴訟で日本企業に賠償を命じる判決が相次いでいる。

我が国としては，中国との間において昭和４７年の日中共同声明，韓国との間においては昭和４０年の日韓請求権協定において，それぞれ請求権の問題は解決しているとの立場であり，両国政府もこれまでそのことを認めていた。にもかかわらず，近年になって，中国や韓国においては，民間や個人の請求権は消滅していないとして，日本企業に賠償を求める動きが活発化している。

現地の裁判所で不当に日本企業に賠償が命じられ，現地に進出する日本企業が現地に有する財産を差し押さえられるようなことが続発すれば，安心して企業活動が行えない。

よって国におかれては，中国・韓国両政府に対して，一切の戦後補償が終結していることを強く主張するとともに，進出している日本企業が安心して経済活動を行えるよう保護し，万が一問題が発生した際には，断固とした態度で臨むことを強く要望する。

以上，地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。